食べるトレーニングキッズインストラクター規約 口語訳

この規約は、協会と食べるトレーニングキッズインストラクターとの間の契約について書いてあります。

第1条 個別契約との関係

この規約は、協会と皆さんインストラクターとの間の基本的なルールを 決めるものです。

シニアインストラクターなどが協会主催の講師をする場合など、もしこの先個別契約をするケースが出た場合は、その個別契約が優先となります。

- 第2条 ここでは、インストラクター資格について説明しています。以下の(1)から(4)を全て満たした場合、インストラクター資格を付与するといっています。
 - (1)インストラクターになるためには、上級講座を修了すること。
 - (2) 認定料金は税別で 30.000 円。こちらは、初年度のみかかります。
 - (3)次にライセンス維持費、1年で税別 12,000 円。年会費ですね。 協会は年度末が3月ですので、年度の途中から入会した方は、資格が 付与された月の翌月から月割りで、年会費がかかります。
 - (4)いま読み合わせをしているインストラクター規約に同意をすること。インストラクターとして認定されると、協会から認定証を皆さんに郵送します。認定証に記載するのは、ビジネス名ではなく、本名です。 漢字で表示をし、アルファベットなどで表示はしません。
 - (5)20歳以上の成人であり、心身ともに健康であることも条件となります。
- 第3条 次に、インストラクター資格の有効期間と更新について。 協会の年度末が3月となっているため、協会に入会後最初に迎える3月 31日が有効期間となりますが、1年ずつ更新が可能です。以 下の全ての要件を満たすと、自動更新が可能。

- (1) ライセンス維持費 1年分を、更新の 1ヶ月前までに支払うこと
- (2)年に2回協会が行っているフォローアップ講座に出席すること
- (3)協会から更新しないという連絡を受けていないこと
- (4) 規約に違反していないこと
- (5)また、規約は 1 年毎に内容を見直します。内容に変更が有る場合は、砦 さんに通知をしますが、変更内容に対して異議があるときは、2週間 以内に協会に言ってくださいね。

異議があって解決していないうちは、当然に更新はできません。

第4条は、インストラクターの権利について書かれています。

現在、協会のインストラクターの種類は、3種類。

初級講座・中級講座を売ることができるインストラクター(協会の上級講座 を受けた方達です)

協会の上級講座の他にメルマガ・起業についての講座を受講済であるインストラクター、そのインストラクターが更に一定の条件を満たして初級・中級講座の他に上級講座を売ることができるようになった場合、シニアインストラクター

上級講座を20名以上に開講したマスターインストラクター

それぞれ、規約に書かれた肩書きを名乗ることができます。

第5条は、インストラクターが講座を行うときの規約です。

- (1)インストラクター主催で講座を行う場合、講座の会場の確保、当日の講座の運営、会場費や交通費などは、全てインストラクターが負担することとします。
- (2) ただし、受講者からの講座料は協会が窓口となって集金します。
- (3)講座の内容は、協会が配布するテキストに沿った内容とし、値段も協会が 定めた値段以外では決して販売しないこと。

ただし、体験会は、3,240円または無料で開催することができます。

- (4) 講座を行う際は、規定に従ってください。
- (5)協会で集金した講座料ですが、月毎に集計をし、翌月末日までに各イン

ストラクターの口座に振り込んでいます(規定では翌々月の末日までとなっていますが、実務上はインストラクターがより早く講座料を受け取れるような流れになっています)こちらのお支払い基準は、受講生様からのご入金月です。(規約にかかれてあります)

毎月ご報告いただいている講座受講修了者のご連絡一お支払い基準ではありません。

ですので、同じ日に受講された場合であっても、受講生様のお支払いが月またぎであった場合は、翌月のお支払いとなります。

- (6)講座料の売上のうち、各インストラクターの取り分は60%、協会の取り分は40%です。
- (7)講座のキャンセル、返金は基本的には受け付けないルールとなっていますが、やむを得ず返金をする場合、協会とインストラクターのそれぞれの 負担(4割、6割)に応じて返金するものとします。
- (8)協会の同意がある場合を除いて、インストラクターは食べるトレーニング キッズの講座時間内に自分や第三者の食べるトレーニングキッズ以外の 商品をセールスしてはいけません。

講座が終了した後、ランチの場でお話する、というのは OK です。

- (9)インストラクターは、講座を開催する際に、きちんとお金を払った受講生以外の人を受講させないでください。
- (10) 講座の受講生からのクレームは各自責任を持って対応し、その後協会に報告してください。
- (11)講座の内容を録画・録音するのは、インストラクターも受講生もしないでください。
- (12) 協会が、抜き打ちでインストラクターの講座に立ち入ることがあります。 (何か違反している疑いがある場合)
- (13) 規約に違反したインストラクターがいた場合、協会はそのインストラクターの講座を中止することができますし、中止することによって受講者に損害が生じた場合は、全てインストラクターが賠償することになります。気をつけましょう。
- (14)インストラクターと受講者との間の取り決めのフォームも協会が用意していますので、そのフォームを使用してください。
- (15) 受講者がインストラクターの講座に出席できず、協会が認めた場合には、 受講者は同じインストラクターの別の日程の同じ内容の講座に

振替をすることができます。原則として、他のインストラクターの講座との振替は認められませんが、やむを得ずインストラクター間で相談して振替を行うことになった場合は、協会は一切関与せず責任を負いません。

(16) その他、インストラクターは規定を遵守して講座を開催してください、 ということです。

第6条 では、協会からインストラクターへの連絡手段は、主に E メールや Facebookメッセージによる、と規定されています。

第7条 協会からの連絡が取れなくなっては困りますので、インストラクターは、住所やメールアドレス等変更が生じた場合には、速やかに(1 週間以内) に協会事務局まで届出てください。

第8条 インストラクターの講座の広告について規定しています。

食べるトレーニングキッズインストラクターとして、テレビや雑誌等のメディアに出るのは、

OKです。ただし、事前に協会の許可を得てからにしてください。 また、食べるトレーニングキッズのロゴをご自身のブログや名刺などに使用 する場合は、そのデザイン案を事前に協会に提出して、協会の許可を得てか らにしてください。

第9条 インストラクターが講座を開催する場合、当然ですが、第三者に講師をやらせてはいけません。

第10条 インストラクターの権限を他の人に譲渡することもできません。

第11条 インストラクターを辞める場合についての規定です。

インストラクターを辞めるときは、1ヶ月前に協会に通知してください。 ただし、辞めた場合でも、既に支払った受講料や年会費などは一切返金はし ません。

第12条 講座の内容を外部に淵らすことを禁止する規定です。

(1)協会の同意なく、講座の内容やテキストの中身などの遊び方などを第三者に情報開示することを禁止します。

例えば、ブログや FB で、テキストの表紙をうつして、「上級講座を受けました。身体によい食事が時間をかけずに簡単に作れる方法がわかりました」というのは OK ですが、テキストの中身を写した画像を載せたり、「食べるトレーニングキッズ流玄米の炊き方は、・・・」などとノウハウを書いてしまうのは、NG です。

(2)また、受講者や他の食べるトレーニングキッズ関係者に、ネットワーク ビジネス等へ勧誘することはご遠慮ください。(ネットワークビジネス をすること自体を禁止するという意味ではありません)

第13条 インストラクターが資格喪失してしまうケースが書かれています。 規定に違反する、社会常識的に反する行為をするなど、明らかにインストラクターとして不適切な場合です。

第14条 インストラクターを辞める場合、協会から配布されたテキスト等 一切の資料を協会に返却してください。

返却できないものについては、証明できる形で廃棄を行ってください。 また、協会が、食べるトレーニングキッズについて書いたブログ等の削除を求めることもあります。

インストラクター資格の有効期間内と、辞めてから2年間は、 協会の同意がある場合を除いて、食べるトレーニングキッズと似た様な ビジネスを行うことを禁止します。

自宅で料理教室などをされているようなケースを想定しています。ご自分のプログラムに、例えば、協会の講座で得たノウハウを入れたりしてはいけない、ということです。

また、インストラクターを辞める際に、協会のお客さんをこっそり勧誘して

連れて行くことや、協会のお客さんと連絡を取り合うことも禁止しています。

第16条 協会が作成したテキスト等の著作権は、当然協会にあります。

著作物の取り扱いには注意してください。インストラクターの著作物に引用 したり、受講生以外の第三者にテキスト等をコピーして配布したりすること を禁止しています。

第17条 インストラクター資格の有効期間内と、辞めてから4年間は、協会の同意がある場合を除き、食べるトレーニングキッズ、食べるトレーニングキッズ に似た商標を出願することを禁止します。

第18条は秘密保持、第19条は個人情報の取り扱い、これは規約上必要なので入れています。

第20条で、インストラクターが協会に損害を与えた場合の賠償について書かれています。最大2000万となっていますのでお気をつけください。

第21条で協会の免責について書かれています。

インストラクターが第三者や受講生に損害を与えた場合、協会は責任をとらないこと、インストラクターは協会の社員ではないということが書かれています。

第22条 の確認条項では、

- 1、 インストラクターの資格が付与されたからといって、全てのインストラクターの成果を協会が保証するものではありません。
- 2、 協会とインストラクターとの関係は、独立した事業者同士であり、 屈用、共同経営などの関係ではありません。
- 3、 協会は、インストラクターとの契約関係がある限り存続はしますが、半 永久的に存続を保障するものではありません。
- 4、 インストラクターは、講座で扱う食育の内容について、医療行為ではないこと、その内容を実践した人の病状、体調の改善を確約するものではないことを忘れず、インストラクター活動をしてください。

受講者さんに、この方法を実践したら、お子さんの喘息が治ります、な どと言ってはいけない、ということです。

第23条 反社会的勢力、つまりやくざ、暴力団関係者はお断りする意図で この規定を入れています。

以下は、お読みいただければわかると思います。

以上、長くなりましたが、インストラクター規約となります。質問があればご連絡下さい。

確認した場合は以下にサインをお願い致します

氏名 _____ 印